

宮崎市大宮児童クラブ（校外クラブ）開設整備仕様書

宮崎市大宮児童クラブ運営業務プロポーザル実施要領で募集する宮崎市大宮児童クラブにおいて、大宮小学校敷地外南側建物2棟（以下「校外クラブ」という。）における開設整備は、以下のとおりとする。

1 建物情報

【西 棟】

所在地：下北方町常盤元1016番地、1026番地1

床面積：388.70㎡（登記簿面積）

用 途：店舗

建築年：平成5年4月

【東 棟】

所在地：下北方町常盤元1026番地3

床面積：343.00㎡（登記簿面積）

用 途：店舗、事務所

建築年：平成7年5月

2 要 件

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 各建物において、45名の児童を受け入れることができる専用区画（74.25㎡）を2区画確保すること。
※ 専用区画の面積は、児童1人につき1.65㎡以上を確保し、施設全体の面積から、トイレや事務室等を除いた上で、児童の遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備え、区画された面積であること。
- (2) 建築基準法（平成25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令で定める要件を満たすこと。
- (3) 運用上の工夫等も含め、障がい児の受入れに対応できるようにすること。
- (4) トイレは、利用児童の人数に応じ、支障なく運用できる数を設置すること。
- (5) 児童クラブ内は、できるだけ児童の様子を見渡すことができる配置とすること。

3 必要な設備

必要な設備は次のとおりとする。

- (1) ランドセル等、児童の荷物を収納するかばん棚やロッカーなど
- (2) 児童の靴を収納する靴箱など
- (3) 専用区画の面積に対応する能力をもつ空調機。
- (4) その他、遊具や図書などの支援の提供に必要な備品